



本部
申4号

「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」 第3回基本交渉 その4

第14項 乗務労働の特殊性に踏まえ、手当について以下の通り支給すること。

②乗務員手当の時間額について、ワンマン加給を210円に増額すること。

Q・車掌の手当を10円増額して、ワンマン加給は増額しないのは納得性に欠ける。

A・実乗務の状況を見て決定している。今回はそこまでの変更は必要ないと判断した。

Q・キ口額加算と基本的に変わらない。増額は必要だ。

③乗務員（構内入換乗務員を含む）の深夜早朝勤務手当の支給額は、第1号②を適用すること。

Q・乗務員も駅業務と同様の作業もある。行う業務内容で見ても②を適用すべきだ。

A・①は屋外基本の重作業、②は屋外基本の軽作業や指令等の業務の重さで判断している。乗務員は他の手当もあり、全体的なバランスなど、総合的に勘案した。

Q・作業を見るのが特殊勤務手当だ。納得できるものではない。

④拘束時間が24時間以上の2暦日に渡る勤務をした場合で、深夜早朝勤務手当の支給額（5）の始終業時刻を3回以上跨いだ場合は、（2）と（5）を併せて支給すること。なお、そのケースに合わせ（6）として新設すること。

Q・拘束時間が拡大する事で、乗務実態が変化することはどこまで想定しているのか。

A・28時間に及ぶような長時間拘束があることの問題意識は持っているが、今回の改正では提案通りでよいと考えている。

⑤深夜早朝勤務手当の支給額（5）の適用条件について、拘束時間を撤廃し、始終業時刻のみとすること。

Q・育介 A 選択者でも、早朝の勤務になる可能性がある。そこも手当するべきだ。

A・手当は実績で支払う原則だ。7時間程度までくればとは思うが、そこまでもない。ダイヤ改正や世間の動向などから判断していく。

⑥賃金規程96条2項（1）については廃止しないこと。

Q・支給されてきた内容が変更される事への十分な説明が必要だ。

A・経緯があって、作業内容によって支給されてきたが、今回の制度見直しを期に整理する。全区分で300円増額なので基本的に不利益は無い。H16の手当見直しでも簡素化を図っており、その流れとも合致する。

第14項は全ての項目において見解の一致を見られず！

全項目終了にあたって

Q・安全を前提に社会の変化を踏まえ、必要な効率化、ダイバーシティ含めた働き方について創造していくスタンスで議論してきたが、認識一致に至らない点が多くあった。特に乗務労働の特殊性を踏まえた上で、企画部門異動者の乗務や、当務主務の乗務に関しては、異なる業務の複務化の是非やリスクなどについて認識が一致できていない。「安全・健康・ゆとり・働きがい」と人材育成できる制度見直しと賃金制度改正の実現を目指し、再度申し入れて認識の一致を図りたい。

A・ダイヤ改正の準備も始まることから、当初の時間軸は意識していきたい。具体的な提起を頂き対応していく。